平成２２年（フ）第１２２４号
埼玉県加須市花崎北２丁目16番地１－Ｅ－1406、旧住所埼玉県加須市花崎北２丁目16番地１－Ｇ―205
破産者　冨永　陸子
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
釧路市城山１丁目12番1113号　パークサイドQ115号室
破産者　加賀谷友己衣
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１７２５号
北海道北見市美芳町10丁目１番15号、開始決定時の住所北海道石狩市花川南５条２丁目242番地
破産者　藤田　容惇
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１１３号
北海道江別市緑町西１丁目６番地　イエローハイツ202
破産者　菱沼　光俊
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３１９号
札幌市清田区平岡６条１丁目５番17号　寺田ハイツ２号
破産者　綾戸　　悟
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５号
岩手県一関市萩荘字苅又59番地
破産者　井上　伸昭
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１０１４号
仙台市泉区黒松３丁目１番５号　県営黒松第４住宅106
破産者　村田　京作
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８１号
仙台市宮城野区燕沢１丁目18番17号
破産者　下山　真利
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９５号
宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山２丁目４番22号
破産者　守　　智恵
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３８号
仙台市宮城野区原町１丁目１番73―405号
破産者　桑野　浩司
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１０号
仙台市青葉区小田原６丁目２番28―101号
破産者　成田　浩司
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１７号
宮城県名取市名取が丘１丁目８番６－５号
破産者　相澤　清光
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
山形市大字成安113番地、前住所山形市薬師町１丁目１番18―104号　コーポクマガイ
破産者　本家かまどや薬師町店こと　伊藤　康義
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９０号
福島県いわき市常磐上湯長谷町上ノ台110番地の121、旧住所福島県いわき市常磐西郷町岩崎95番地の２
破産者　佐藤　　清
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第６３４号
川崎市川崎区日進町23―１―1004、住民票上の住所横浜市中区常盤町１丁目２番地１　関内ＳＥビル10Ｆ
破産者　加藤　正都
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４５７号
石川県石川郡野々市町下林３丁目229番地の１　セジュールＪＵＮ106号室、従前の住所石川県石川郡野々市町矢作１丁目107番地矢作グリーンマンション204号
破産者　角畑　光男
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２２５６号
愛知県北設楽郡豊根村富山字瀬戸14番地１　漆島住宅２号
破産者　中山　伸二
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９６９号
名古屋市緑区浦里４丁目22番地　県営鳴海住宅１街区９棟402号、開始決定時の住所名古屋市緑区浦里４丁目65番地　県営鳴海住宅２街区３棟501号
破産者　加藤サディックこと　ＡＹＧＵＺＥＬ　ＳＡＤＩＫ
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部